

ご意見を募集します

(パブリックコメント)

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の素案について

市では、平成27年4月公布予定の温泉利用事業者の責務や発電事業の届出制度、審議機関の設置などを定めた「温泉資源の保護及び利用に関する条例」の制定について、この度、素案がまとまりましたので公表します。

この素案に基づき、皆様のご意見を参考にさせていただきながら、条例を制定してまいりたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。

1 意見の募集期間

平成26年12月29日(月)～平成27年1月30日(金)[当日消印有効]

2 意見の提出方法及び提出先

別紙の用紙(任意の様式でも結構です。)に、住所、氏名、電話番号、素案に対するご意見をご記入の上、郵便、FAX、電子メールなど、書面で下記の提出先へ提出をお願いします。

【提出先】

課 名	指宿市 総務部市長公室
住 所	〒891-0497 指宿市十町2424番地
F A X	0993-24-3826
電子メール	s-koushitsu@city.ibusuki.lg.jp

3 意見の提出に際しての留意事項

(1) 対象となる方

- ① 本市内に住所を有する方
- ② 本市内に事務所又は事業所を有する方
- ③ 本市内に通勤・通学する方

(2) 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名(法人または団体等の場合は、所在地及び法人名等)及び連絡先を必ず記載してください。また、住所が市外の場合は、市内に通勤・通学している旨を記載してください。

4 お寄せいただいた意見の取扱い

- (1) 匿名による意見は受け付けできません。
- (2) 電話や口頭による意見提出は受け付けられませんので、文書で提出してください。
- (3) 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続きによる意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。
- (4) お寄せいただいたご意見につきましては、結果を取りまとめ、その概要とご意見に対する検討結果を市ホームページ等に掲載する予定です。

なお、提出された個々のご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報の取扱い

住所、氏名等の個人情報については、第三者に提供したり、目的以外に使用したりすることはありません。また、お寄せいただいたご意見の公表の際には、これらの個人情報は一切公表いたしません。

6 お問い合わせ先

指宿市 市長公室 企画調整係

電話:0993-22-2111(内線127)

F AX:0993-24-3826

電子メール s-koushitsu@city.ibusuki.lg.jp

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の素案

条例の目的

指宿市は温泉資源の豊かなまちです。この温泉資源は、市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用と地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

法令等の順守

市内で温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者又は温泉を利用しようとする者は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び関係法令によるもののほか、この条例に従わなければなりません。

定義

この条例において「温泉利用事業者」とは、次に掲げる者です。

- (1) 温泉を公共の浴用又は飲用に利用する者
- (2) 温泉配湯業、農業又は養殖業で利用する者
- (3) 地熱又は温泉を発電事業（以下「地熱発電事業」という。）で利用する者
- (4) 上記のほか、温泉を事業の用に供する目的で利用すると市長が認めた者

また、「地熱発電事業者」とは、市内で地熱又は温泉を利用し、かつ出力10Kw以上の発電事業を行おうとする者です。

基本的責務

温泉利用事業者は、その事業活動によって、温泉並びに指宿市環境保全条例（平成18年指宿市条例第111号）第2条に規定する良好な環境及び自然環境（以下「良好な環境等」という。）に対して支障を来すことがないように自らの責任及び負担において必要な措置を講じるものとします。

また、温泉利用事業者は、温泉資源を保護するため、自らが所有する温泉の状況等を把握するモニタリングに努めていただきます。

地熱発電事業者は、事業を進めるにあたっては、機会あるごとに、市、地域住民の代表、温泉利用事業者、その他関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければなりません。

事業計画の提出及び市長の同意

地熱発電事業者は、温泉法第3条及び第11条の規定による申請を行う90日前までに事業計画を市に提出し、あらかじめ市長の同意を得なければなりません。

協議会の設置

地熱発電事業の事業計画等を審議、調査等を行うため、指宿市調和のとれた地熱活用協議会(以下「協議会」といいます。)を設置します。

市長は、事業計画等を受理したときは、協議会に意見を求め、同意の決定の際の参考にします。

知事への意見具申

市長は、協議会の審議結果を踏まえ、温泉資源の保護と利用の適性を図るため、必要に応じて、鹿児島県知事に対し、意見を具申するものとします。

協定の要請と協定の締結

市長は、地熱発電事業者に対し、地熱発電事業に伴う環境保全に関する協定の締結を求めることができます。

なお、協定の内容については、次のとおりです。

- (1) 温泉資源の保護並びに温泉利用の適正に資する調査及び報告に関する事項
- (2) 良好な環境等の保全に関する事項
- (3) 上記に掲げるもののほか、本条例の目的を達成するために必要な事項

地熱発電事業者は、協定の締結の求めがあったときは、協定を締結しなければなりません。ただし、既に地熱発電事業に伴う環境保全に関する協定その他市長が認めるものを市との間で締結している場合は、この限りではありません。

勧告、勧告に従わない場合の措置

市長は、事業計画等を提出するよう勧告できます。また、必要に応じ文書による報告を求めるとともに、必要な立入調査を行うこととします。

なお、従わない事業者に対しては、事業計画に対する同意の拒否、地熱発電事業者の名称及び勧告の内容を公表することとします。

条例の制定、施行予定日

平成 27 年 3 月に公布し、公布の日から施行する予定です。

なお、温泉法第 3 条及び第 11 条に定められた土地の掘削申請を行っている事業者は、この条例が施行されてから 30 日以内に事業計画を市に提出し、市長の同意を受けなければなりません。